

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会
開 催 日 時	令和5年8月23日（水） 午後6時00分から午後8時00分
開 催 場 所	市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	会 長：石田慎二 副会長：富岡量秀 委 員：駕田進、岸本和代、山口伊津子
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案）について (2) 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準（案）と選考方法について
提出された資料等の名	資料1 地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業運営法人の選定について（諮問）（写） 資料2 次第 資料3 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員配席表 資料4 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員名簿 資料5 広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターについて 資料6 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案） 資料7 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集に係る提出書類について（案） 資料8 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定基準（案） 資料9 選定審査の手順について（案） 資料10 今後のスケジュール（案） 参考資料1 枚方市附属機関条例 参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準 参考資料3 枚方市情報公開条例 参考資料4 枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱 参考資料5 枚方市ファミリーサポートセンター要領

決 定 事 項	広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターの運営法人選定に関して、募集要項（案）及び選定基準、選定方法について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第3号、6号及び7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	子ども未来部 子育て支援室 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【事務局】

ただいまから、枚方市子育て支援事業運営者選定審査会を開会いたします。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子ども未来部の松下でございませう。よろしくお願ひいたします。

始めに、委員の出席状況でございませうが、ただいまの出席委員は5名です。全委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本審査会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、後ほど会議録の取り扱いについて、ご審議いただきますが、委員会の会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、清水副市長よりご挨拶申し上げます。

【副市長】

皆さんこんばんは。副市長の清水でございませう。委員の皆様におかれましては、公私ご多用の中、本審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本市では、「子育てするなら枚方市で」と思っただけのよう、妊娠、出産から子育て期まで、切れ目ない子育て支援策に取り組んでいるところでございませう。とりわけ、保育所等の待機児童対策につきましては、年度途中の転入や、育児休業明けの保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立を支援するということうで、今年度から新たに開設いたしました、くずは光の子臨時保育室を含め、市内3か所で臨時保育室を展開するなど、通年の待機児童ゼロに向けて取り組んでいるところでございませう。一方で、核家族化というのは、年々進行してございませうして、子育て家庭の孤立化が指摘されてございませう、また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響が、この問題を更に顕在化をさせているところがございます。こうしたことうで、子育てに関する不安や負担を感じる保護者が増加していることうから、地域の子育て支援拠点が担う役割が今後ますます重要になってくることう風に考えてございませう。今回、委員の皆様には、運営法人の選

定をご審議いただくわけですが、広場さぷりを含めた地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業につきましては、本市の地域子育て支援施策における中心的な役割を担っていく事業だと考えております。当該施設につきましては、現在の委託期間が今年度末で終了するというご事情もございます。来年度以降につきましても、やはり民間が持つこの特性、あるいはノウハウ、こうしたものを活かしながら効率的、効果的な事業運営を図って参りたいと考えております。委員の皆様方には、募集要項をはじめ、書類審査あるいはプレゼンテーションによる法人選考作業など、大変ご苦勞おかけするわけですが、厳選なる審査をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

続きまして、本審査会について説明をいたします。これより着座にて失礼いたします。参考資料1の枚方市附属機関条例をご覧ください。本条例の別表1市長の附属機関の中に、本審査会がございます。付箋をつけておりますので、その箇所をご覧くださいませでしょうか。

資料12ページの上から2行目に、本審査会の記載があり、左端から名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に規定をしております。

本審査会の担当事務は、本市が行う地域子育て支援拠点事業、もしくはファミリーサポートセンター事業の運営、または本市が指定する施設における保育所分園、もしくは小規模保育事業の運営をする者の選定に関する審査と規定されており、今回の審査会では、サプリ村野において行う地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポートセンター事業の運営をする者の選定をお願いするものでございます。

続きまして、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料4をご覧ください。

(委員紹介)

【事務局】

本審査会は、以上の委員の方々で構成されます。各委員の皆様のお手元に委嘱状を配付しておりますので、ご確認ください。

任期は、本日から答申をいただくまでとなります。任期期間中、委員の皆様におかれましては、身分上は地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員となります。また、委員には守秘義務が課せられますので、本審査会で知り得た情報については、外部に漏らすことのないようご注意願います。

本審査会の庶務につきましては、枚方市子ども未来部子育て支援室、私立保育幼稚園課で担当させていただきます。

ここまでの説明で何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

【事務局】

続きまして、資料の確認をさせていただきます。表紙をめくっていただいて、資料2、本日の審査会の次第でございます。

資料1につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に資料3. 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員配席表、

資料4. 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員名簿、

資料5. 広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターについて、

資料6. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案）、

資料7. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人応募に係る提出書類について（案）（提出一式）、

資料8. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人 選定基準（案）、

資料9. 選定審査の手順について（案）と審査集計表、

資料10. 今後のスケジュール（案）、以上でございます。

次に、参考資料といたしまして、参考資料1. 枚方市附属機関条例、

参考資料2. 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定の解釈・運用基準、

参考資料3. 枚方市情報公開条例、

参考資料4. 枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱、

最後に、参考資料5. 枚方市ファミリーサポートセンター要領でございます。

資料の過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。

改めまして、参考資料1. 枚方附属機関条例をご覧ください。

ここの第4条の規定により、会長を置くこととし、会長は委員の互選により定めることとしております。会長選出についてご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

互選といいましても、皆様、初対面の方もいらっしゃるかと思いますので、なかなか難しいかと思えます。もしよろしければ、事務局から案をお示しさせていただいて、ご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

【事務局】

ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、これまでも本市の子育て関連の委員会や審査会でご協力をいただいております、石田委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

【事務局】

ありがとうございます。

では、石田委員に会長をお願いさせていただきます。

それでは石田会長、恐れ入りますが会長席に移動していただきますよう、お願いいたします。

(会長 席へ移動)

【事務局】

それでは次に、清水副市長から審査会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、石田会長、その場でご起立のほどお願いいたします。

【清水副市長】

地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業運営法人の選定について（諮問）。

地域子育て支援拠点「広場サプリー」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業について、令和6年4月からの運営を委託する法人を選定するため、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定に基づき、貴審査会に諮問します。令和5年8月23日、枚方市長、伏見隆。

よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。ただいま、諮問書を会長にお渡しいたしました。諮問書につきましては、皆様のお手元に資料1として写しを配付しておりますので、ご確認ください。

なお、大変恐縮ではございますが、清水副市長につきましては次の公務のため、ここで退席とさせていただきます。

【清水副市長】

本日はよろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、以後の進行につきましては、附属機関条例第5条第1項に基づき、会長が議長となりますので、石田会長よろしく申し上げます。

【会長】

会長のご指名をいただきました、石田でございます。どうぞ会議の円滑な進行をよろしくお願いいたします。

ただいま、諮問をお受けいたしました。しっかりと会議の運営を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、審議を進めてまいります。まず、附属機関条例第4条には、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定して、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことが規定されており、同条第2項には、会長が必要と認める場合は会長が指名できることとなっております。

私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に富岡委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。ご異議がないようですので、副会長は富岡委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議を進めてまいります。まず、本会議につきまして、公開とするか、非公開とするか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について確認したいと思いますので、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元の資料、参考資料 2. 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準の 3 ページをご覧ください。第 3 条で、審議会等の会議につきましては原則公開することとしていますが、同条ただし書きで、(1) から (3) 号に該当する場合は非公開とすることができるとしております。

次に、参考資料 3. 枚方市情報公開条例 2 ページをご覧ください。2 ページ中ほどにある第 5 条第 1 項において、公開請求があったときは、次の第 1 号から第 7 号までに列挙する非公開情報が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定されております。

本会議は、資料 3 ページにある第 3 号の法人等に関する情報として、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。また、第 6 号の審議、検討または協議に関する情報として、例えば、具体の法人選定基準を定める場合や、法人選定を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由と該当します。加えて、第 7 号の事務または事業に関する情報として、先ほどと同じく、具体の法人選定基準を定める場合などが該当するものと考えられます。

これらを踏まえ、審議内容を確認しますと、まず案件①は、法人の公募に係る募集要項について審議を行っていただくもので、こちらにつきましては、先ほどの非公開事由には該当しないと考えております。次に、案件②の選定基準と選定方法につきましては、先ほどの非公開事由に該当するため、非公開とすることが適当と考えます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的には公開が望ましいと思いますけれども、選定の手続きを進めていく上で、選定基準を定める場合などは非公開事由に該当するとのことでした。

そのため、本日の案件①の枚方市の運営法人の募集要項について、審議は公開とし、案件②の選定審査会選定基準と選考方法の審議については非公開とするのが妥当と考えますが、その方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、その形で進めてまいります。続きまして、本会議の会議録について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

【事務局】

お手数ですが、参考資料2. 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準の10ページをご覧ください。第6条では、会議の公開、非公開にかかわらず会議録を作成することを定めております。また、同条第3項に会議の名称等、会議録への記載事項を定め、第4項に発言者、発言内容を明確にして記録することとされていますので、各会議の終了後に事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきたいと思っております。

ただし、発言者の記載につきましては、今回のような利害関係の発生する審議内容では、全て発言者名を記載して公表すると、活発な意見交換に支障をきたすおそれがあることから、会長、委員といった記載によることも可能であると考えております。

次に、資料の12ページをご覧ください。第7条第1項の会議録の公表について、会議録は原則公表となります。ただし、先ほど会議の公開のところでご説明させていただきましたが、第3条第1項の非公開事由に該当する会議の会議録については、非公開とできることが定められております。しかしながら、情報公開制度の趣旨に鑑みると、可能な限り公開すべきものであると考えますので、本審査会の答申を受け、事業者の決定後に公表するという取扱いをしてはどうかと考えております。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議後に会議録を作成するということとなります。委員名、発言内容等を事務局で会議録案として作成し、各委員の確認を経た上で作成するということです。また、より活発な意見交換を行うため、委員名については会長、委員と記載することとし、会議録につきましては、事業者の決定後に公表するということが適当と考えますが、その方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、その方向で進めてまいります。

次に、本日の資料の取扱いについて確認したいと思いますので、事務局から説明をよろしく願いいたします。

【事務局】

先ほどご確認いただきました会議資料の中で、資料6. 枚方市地域子育て支援拠点等運営

法人募集要項（案）及び資料7．枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集に係る提出書類について（案）、資料8．枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定基準（案）、資料9．選定審査の手順について（案）、資料10．今後のスケジュール（案）につきまして、これから募集要項や審査基準の考え方をご審議いただくにあたり、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ますと、公正な審査を行う観点から支障があると考えますので、これらの資料につきましては、会議終了後、次回の会議まで事務局でお預かりさせていただきたいと考えております。

それ以外の資料につきましては、お持ち帰りいただいても支障はありませんが、次回の会議にまたお持ちいただくというお手間もございますので、資料につきましては、事務局で委員ごとにファイルに綴りまして、次回会議開催まで保管させていただきたいと考えております。

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、資料は会議終了後、次回の会議まで事務局でファイルに綴じて預かるということになりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【会長】

ありがとうございます。それでは次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

今後の会議の案件については、本日冒頭で会議の公開、非公開の際にご説明しましたように、法人選定に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、以降の会議につきましては非公開をお願いいたします。

また、会議録や資料につきましては、答申後に公開いたしますが、会議の開催等、概要につきましては、随時ホームページに掲載したいと考えております。

そこで1点、ご確認をお願いしたいのですが、委員名簿の取扱いにつきまして、原則公開となっておりますが、委員名を公開することで審議への影響や、活発な意見交換に支障が出る場合は、非公開としている例もございます。本審査会の委員名簿につきましても、活発なご審議をお願いする観点から、当面非公開とし、事業者決定後に公開とすることが適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【会長】

ただいま、事務局から次回以降の会議について、非公開にする旨の確認がありました。また、委員名簿の扱いについては、公表することにより公平な審議や活発な意見交換に支障があると認められることから、一旦非公開とし、事業者決定後に公表するというところでよろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。会議運営事項の確認はこれで終了します。それでは、審議に入ります前に、事務局に確認ですが、本日の審査会の傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】

本日、傍聴者はおられません。

【会長】

分かりました。ありがとうございます。それでは、次第8の案件の審議に入ります。まず、案件①枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案）について、事務局から説明を求めます。なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りのよいところまで説明していただき、その都度審議していくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、募集要項（案）について審議を行います。

募集要項の前半を、まず説明していただくことになるかと思っておりますので、まず区切りのいいところ、8ページぐらいまででお願いいたします。

【事務局】

それでは、募集要項（案）についてご説明させていただきます。

ただ、その前に、今回事業者を選定いただく地域子育て支援拠点事業「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」について、簡単に概要を説明させていただきたいと思っております。

資料5. 広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターについてをご覧ください。こちらカラー刷りとなっております。1. 事業実施場所につきましては、枚方市村野西町にあるサプリ村野という施設の一部となっております。1枚めくって裏面には簡単な位置図をお示ししておりますように、京阪電車交野線の沿線にございまして、枚方市駅から3駅の村野、2駅の星ヶ丘の両駅の間ほどに位置してございます。

表面に戻っていただき、2. 経過でございますが、このサプリ村野は、元村野小学校跡地を活用した施設で、平成12年4月に同小学校を桜丘、川越の各小学校へ統合し、同年9月に跡地の暫定活用といたしまして、子育て世帯やNPO、地域活動の支援等を目的とする枚方市役所村野分館、愛称サプリ村野という施設として利用を開始したものでございます。

その後、平成17年9月に広場さぷりを開設し、当初は市直営で運営をしておりましたが、

平成25年度から、サプリ村野のリニューアルオープンに合わせ、広場さぷりとファミリーサポートセンター事業等を一体的に法人へ委託して運営しており、事業者選定につきましては今年度末で3回目の更新を迎えることとなっております。

3. 事業の概要でございますが、(1) 地域子育て支援拠点事業につきましては、地域において、乳幼児の親子が相互の交流を行う場所を設置し、自由に遊んでいただくとともに、相談など様々な子育て支援を行う施設であり、広場さぷりのほかにも、各保育所など市内13か所で実施している事業でございます。

(2) ファミリーサポートセンター事業につきましては、生後3か月から12歳までの子どもを対象に、保育所等への送迎や子どもの預かりなどの援助を利用する方と、当該援助活動の提供を希望する方とを結びつける事業でございます。利用には会員登録が必要となっております。

なお、子どもの預かり等につきましては、有償ボランティアである提供会員の自宅等を行うことを基本としておりますので、同センターでは、直接子育て支援を提供する場ということではなく、会員同士を結びつける機能を担うこととなっております。詳しい事業内容につきましては、後ほど募集要項の中で触れさせていただきます。

その下には参考として写真を添付しております写真、左側は広場さぷりのボールプールや遊具等を、右側はファミリーサポートセンターの事務所と窓口でございます。

駆け足の説明となりましたが、事業のご説明につきましては以上とさせていただきます。資料6. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案)をご覧ください。

1. 募集の趣旨でございますが、先ほどご説明いたしました施設の概要や経過について記載しております。次に、2. 業務内容でございますが、(2) 業務場所は先ほどの説明のとおりで、(3) 契約期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。(4) 見積上限額につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、3. 実施スケジュールでございますが、募集要項や仕様書、申込書の配布から審査結果通知までの一連の予定を記載しております。

2ページに移っていただきまして、4. 参加資格でございますが、(1)の①～③にお示ししており、これまでは枚方市内において2年以上、児童福祉施設、子育て支援事業、または子育て支援の活動実績を持つ法人を対象としておりましたが、今回から、過去15年以内に大阪府内において継続して2年以上、同様の実績を持つ法人へと対象を変更させていただいております。

応募資格を枚方市内から大阪府内へ広げることによりまして、該当する法人が増え、より選定における公平性の確保につながるものと考えてのことでございます。なお、対象法人につきましては、社会福祉法人、学校法人、またはNPO法人で変更はございません。(2)から(4)につきましてはご参照いただき、(5)にありますように、現地説明会への参加は必須事項とさせていただきます。

続きまして、5. 委託料でございますが、先ほどの見積上限額にもあるとおり、年額の上限額を定めております。応募本人からは、その範囲内で実施できる事業計画を提案いただきまして、実際の委託料の額につきましては、運営法人の選定後に当該法人から見積りを徴収した上で決定することといたします。

なお、見積上限額につきましては23,742,000円とする予定で、この額は地域子育て支援拠点事業分といたしまして、10,192,000円、ファミリーサポートセンター事業分といたしまして、13,550,000円を合計した金額となっております。

地域子育て支援拠点事業分につきましては、本事業で活用しております、国の重層的支援体制整備事業交付金、こちらの基準額を基に積算をしております、ファミリーサポートセンター事業分につきましては、人件費や事務経費の高騰等を踏まえた金額とさせていただきます。なお、委託料につきましては、より安定した事業運営に資するため、毎年度、国の補助単価の上昇等を踏まえた委託料の契約変更ができるよう、募集要項に記載しているところでございます。

3ページに移っていただきまして、6. 事業の仕様、7. 事業実施日及び実施時間につきましては、記載のとおり、後ほど仕様書（案）に沿って説明をさせていただきますので、ここでは省略させていただきます。

8. 地域子育て支援拠点等運営法人選定申込書の配布につきましては、記載のとおり9月26日から11月30日までとする予定で、10月号の広報ひらかたやホームページ等で周知を行う予定としております。

次の9、10につきましては、募集に係る手続やスケジュールとなっております、今後のスケジュールは、資料10に沿って本日の最後にまとめて説明をさせていただきますので、恐縮ですがここでの説明は割愛させていただきます。

1枚めくっていただきまして、4ページとなります。

11. 参加資格要件につきましては、参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、条件を満たす応募者に対して提案書の提出を求めます。参加資格については、先ほど4の参加資格で説明したとおり、税の滞納や公共工事の入札参加に関する内容ですので、この参加資格についてはあらかじめ事務局で確認をさせていただくものでございます。

続きまして、12. 提案審査です。(1) 提出書類については、後ほど説明をさせていただきます。(2) 提出部数以降につきましては、提案書の提出方法や提出期間等についての記載で、割愛させていただきます。

続きまして、13. 審査方法について、(1) 選定方針では、選定の際にどういった視点で審査を行うかをお示しさせていただきます。4点ございまして、後ほどご確認いただければと考えております。

6ページに移りまして、(3) 選定基準につきましては、本日案件の2でご審議いただく選定基準に基づきまして、応募法人から提出された書類の審査と、プレゼンテーション審査を行いまして、最も評価の高い法人を選定すること、応募法人が1法人の場合につきましては、審査会が定める基準を満たしていることが確認できれば、運営法人として選定することを記載させていただきます。

次に、14. 審査結果の通知及び公表について、審査結果につきましては、決定後、速やかに本市ホームページ等で公表を行ってまいります。

次に、15でございますが、運営法人選定後の流れについて、16では運営法人決定後の諸注意について、7ページに移りまして、17では応募における失格事項について、それぞれ定めておりまして、18では万一の場合に備えて契約解除に係る取扱いについて、19に

は当課の連絡先を記載させていただいております。

大変長くなりましたが、一旦ここまでで説明を区切らせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま資料6の1ページから8ページまでご説明いただきましたけれども、ここまでで何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】

資料6の2ページの4. 参加資格(1)において、「大阪府内において」に変更されたということですが、一方(4)には国税及び枚方市税を滞納していない者とあり、枚方市で運営していなければ枚方市税の滞納はないと思います。これは枚方市で行う事業だから枚方市税に滞納がないことが要件になるということでしょうか。

【事務局】

この表記は本市の契約課の条項と合わさせていただいており、枚方市内の事業においてというところで考えさせていただいています。ご指摘の点については、再度確認をさせていただきまして、必要に応じて修正をさせていただきます。

【委員】

資料6の11. 参加資格審査(2) 提出書類⑤にも、枚方市税の滞納無証明書があつて、枚方市内で営業を行っていないければ滞納がないという証明も出せないのかなということが気になりました。

【事務局】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、事務局で確認していただきまして、必要に応じて修正をお願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。それでは、一旦次の説明に移らせていただきまして、また何かございましたらここに戻ってもらっても構いませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、続きの説明を事務局からよろしくをお願いいたします。

【事務局】

それでは続きまして、資料6の9ページにお戻りいただき、枚方市地域子育て支援拠点等運営事業仕様書(案)につきまして、説明をさせていただきます。

1には、運営法人と締結する業務名を、2には、業務目的をそれぞれ記載させていただいておまして、3. 一般的事項では、法令遵守や関係機関との連携、事業運営についての市への定期的な報告、疑義が生じた場合の協議等についてお示しをさせていただいております。

次に、4. 個別事項でございますが、広場さぷり、ファミリーサポートセンターの各事業の内容等を記載しております。(1) 地域子育て支援拠点事業の後ろにある括弧に、(一般型・5日型) という記載があり、こちらには、国の重層的支援体制整備交付金という交付金の区分をお示しさせていただいております。

①開所日数等につきましては、土曜日、日曜日のいずれか、または両日を含めて週5日以上かつ1日6時間以上開設することを求め、開所する曜日、時間帯につきましては、子育て親子が利用しやすいよう配慮を求めるものでございます。参考といたしまして、現在の広場さぷりでは、日曜日、水曜日を除く週5日、9時半から16時まで、1日6時間30分開所しております。

次に、②職員配置でございますが、従事職員につきましては、育児、保育に関する相談指導等について知識経験があり、地域の子育て支援に係る資源に精通した者を2名以上配置し、うち1名は常勤職員とすることといたします。参考といたしまして、令和4年度の広場さぷりの年間延べ利用者数は10ページに記載のとおり、1万2,740人で、枚方市内にある地域子育て支援拠点全13施設での合計が約5万人となっております。この施設で全体の25%以上ございまして、突出して利用者の多い施設となっております。

③業務内容でございますが、こちらは国の交付金要綱を基に、本市で定める事業内容をお示しさせていただいており、参考としまして、現在の状況を併せて順次説明させていただきます。

まずア「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」でございますが、子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、子育て親子の交流を深める取り組み等を実施することとしております。参考といたしまして、現在、広場さぷりで取り組まれている内容を申しますと、例えば季節に合わせたクリスマス会などの行事の開催や、歳児に応じた運動遊びやふれあい遊び等のイベントの定期開催、最近では、父親の育児参加を支援する「パパday」という取り組みを毎月定期開催するなど、参加者同士の交流を深めているものでございます。

次に、イ「子育て等に関する相談、援助の実施」では、子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助等を実施することとしており、現在は、開所時間帯における来所での相談のほか、電話、メールといった方法でも相談を受け付けてございます。

次に、ウ「地域子育て関連情報の提供」では、子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供することとしております。現在、法人からイベント情報などの提供を受け、広報ひらかたや市ホームページでの発信、独自の広報紙、さぷりだよりを毎月発行するなどの取り組みを実施しているところでございます。

次に、エ「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」では、子育て親子や将来子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することとしております。現在は、乳幼児と保護者を対象としたすくすく子育て講座や、保護者を対象とした子育てフォーラムなどの毎月開催といった取り組みを実施しているところでございます。

次に、オ「地域支援活動の実施」でございますが、1点目、子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、生涯学習センターや公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサ

ークルへの援助活動等の地域活動支援事業を実施すること。2点目、地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施することとしております。現在は、地域の公園に出向いて、出張あおぞら広場等のイベントを定期的で開催するなどの取り組みを実施しております。

次にカ「地域子育て支援会議の設置及び運営」でございますが、地域における子育て支援を推進するため、子育てに係る機関や地域のボランティア等と連携した会議を設置いたしまして、地域における子育て支援の推進方針や取り組みについて検討することとしております。一例といたしまして、現在は近隣保育園や地域の民生委員さん、児童委員さん、保健センターなどの関係機関と連携しまして、定期的に連絡会議などを開催しているところでございます。

次に、キ「地域機能強化活動の実施」でございますが、地域の実情に応じまして、地域全体での子育て親子の育ちを支援するため、次に掲げるもののいずれかをひと月に2回以上実施することとして、以下に4点記載しております。現在は、保護者が作る子育てサークルの支援や、サプリ村野の施設内で活動されているほかの団体と協力して、世代間交流などの取り組みを行っております。

最後に、クといたしまして、このほか、事業目的を達成するために必要な業務を行うこととしております。

事業内容につきましては、以上の取り組みを法人に求めていくこととしております。

11ページに移りまして、④利用者からの参加料の徴収ですが、参加料は原則無料といたしますが、材料費等の実費につきましては、徴収も可能としております。ここまでで一旦説明を区切らせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。募集要項の中の仕様書のうち、主に地域子育て支援拠点事業に関する説明をしていただきましたけど、ここまでで何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。私から1点、細かいことですが、11ページの一番上、④利用者からの参加料の徴収の一番最後の文言は、「徴収することとして」ではないですか。

【事務局】

脱字につき修正させていただきます。

【会長】

よろしく申し上げます。ほかに、ここまでで何かご質問とかご意見はございますでしょうか。

それでは、引き続きファミリーサポートセンター事業の説明を事務局からよろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、続きまして、11ページの(2)ファミリーサポートセンター事業の事業内容

から説明を再開させていただきます。

①開所日数等につきましては、土曜日、日曜日のいずれか1日、または両日を含めて週5日以上かつ1日7時間以上開設することを求め、開所する曜日、時間帯につきましては、利用者の利便性の観点から、広場さぷりの開設時間に合わせるなどの配慮を求めているところでございます。参考といたしまして、現在のファミリーサポートセンターは、開所日は広場さぷりと同じ、日曜日、水曜日を除く週5日で、9時30分から17時までの1日7時間30分開所しております。

②職員配置について、センターには保育士資格や子育てに関する豊富な知識や経験を有するアドバイザーを配置することとしております。参考としまして、令和4年度の登録会員数や活動実績を記載させていただいております。

続いて、③業務内容でございますが、次の、アからコに掲げる業務を全て実施することとしており、順次説明させていただきます。

まず、ア「会員の募集、登録その他の会員組織運営業務」といたしまして、会員募集のために本事業の周知を積極的に行うとともに、会員の登録に関しては1年ごとに更新・整理すること。

次に、イ「相互援助活動の調整業務」といたしまして、依頼会員のニーズに応えられるよう、適切かつきめ細やかなコーディネートを行うこと。

次に、ウ「会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務」といたしまして、円滑な援助活動を行うために必要な知識を得てもらうための講習を実施すること。特に、子どもの発達や預かり中の子どもの安全対策等につきまして、理解を深める内容の充実を図ることとしてございます。こちらにつきましては、援助を行う提供会員を対象とし、毎年度テーマを設定して研修の機会を設けるとともに、提供会員の登録時には、養成講座として必要な知識等について必要な講習を行うものでございます。

次のページに移りまして、エ「会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務」といたしまして、交流会等の実施にあたっては、会員同士の交流を深め、情報交換や研修の場として多くの会員が参加できるよう努めるものでございます。

続きまして、オ「関係機関との連携調整業務」として、関係機関との連絡調整を行い、円滑な事業運営を行うこととしております。

次に、カ「ファミリーサポートセンター事業に関する広報業務」につきまして、全会員に情報提供等を行うよう努めるとともに、本事業につきまして広く市民に広報を行うものでございます。現在、定期的にファミサポ通信を発行しており、会員への郵送による配布やファミリーサポートセンター事業の周知のためのチラシの配布等を行っております。

次に、キ「無料体験事業に関する業務」について、こちらについては、目が離せず、体力的にも負担の大きい2歳未満児の保護者を対象としまして、申請により配付されるクーポンでファミリーサポートセンターを無償体験してもらい、同事業を知っていただくとともに、リフレッシュ等にもつなげていただくことを目的とした事業として、そちらを記載させていただいております。

次に、ク「依頼会員出張登録会に関する業務」については、遠方等で乳幼児を連れて利用登録に行けないといった方のために、無料体験の実施に合わせて、開始を行ってきたもので、

サプリ村野以外の市内公共施設等における会員登録の機会を年間22回、原則毎月2か所で開催することとしているものでございます。

次に、ケ「地域子育て支援拠点等との連携に関する業務」でありますが、提供会員の確保の促進や安心して子どもの預かりを実施するため、以下の3つの取り組みを行うこととしてございます。1つ、提供会員による拠点等での子どもの預かりの促進及び拠点等で子どもの預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援。2つ、拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働きかけ。3つ、拠点等との連携した救命救急講習や事故防止に関する講習等の実施でございます。

最後に、コでありますが、このほか、事業目的を達成するために必要な業務を行うこととしており、「多胎児家庭育児支援事業に関する業務」を記載させていただいております。この事業につきましては、令和4年度から実施しております、3歳未満の多胎児の保護者を対象としまして、申請によりファミリーサポートセンター利用料を補助するチケットを発行・交付しておるものです。本業務につきましては、別途受注者と随意契約を締結するため、本事業の委託料には含まれませんが、このような契約があるというところで、こちらの仕様書にあらかじめ明記させていただいております。

ファミリーサポートセンター事業の業務内容は以上でございます。

次に、④援助活動の報酬等の基準につきましては、お手数ですが17ページの枚方市ファミリーサポートセンター報酬等に関する基準に定めておりますので、こちらをご覧ください。

ファミリーサポートセンターは、有償ボランティアという位置づけとなり、援助を依頼する依頼会員さんから援助を提供する提供会員さんに利用料として報酬が発生するものでございまして、その額は平日の日中で1時間800円、休日や夜間等の時間帯になると900円となっております。なお、6にある交通費や食事代、おむつ代などにつきましては、別途依頼会員が実費を払うことを記載しております。

お手数でありますが、13ページにお戻りください。

上から2行目の⑤補償保険への加入でありますが、援助活動中に発生した事故等に対応するため、保険加入を求めるものでございます。

近年、自動車による送迎の援助活動の増加を受けまして、今回より自動車保険にも加入することとしており、次の⑥業務システムの貸与では、業務に使用するパソコンを市から貸与する旨を記載してございます。

5. 契約期間以降につきましては、事業者決定後の市への報告や個人情報の保護、施設運営に関する留意事項などについての規定となっておりますので、ご確認いただければと考えております。

以上、長くなりましたが、募集要項と仕様書の概要説明となります。

【会長】

ありがとうございます。それでは、ここまでの説明、特に今、ファミリーサポートセンター事業の仕様書について説明していただきましたけれども、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料7の提出書類等について、事務局から説明のほどよろしくお願

いたします。

【事務局】

それでは、本募集要項に基づく提出書類について説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。応募法人から提出を求める書類といたしましては、1から15までのとおりで、様式1から8までにつきましては、所定の様式に記入の上、提出いただくものです。9から12は法人で作成されております経理関係書類等を提出いただくものでございます。

各様式は、募集要項で求める内容について、法人の考え等を記載いただくものとなっております。様式8の提案内容概要書は、名前のおとり、様式1～7までの記載内容等を簡潔にまとめた形式としており、書類審査をいただく際にこの様式を見れば、各評価項目の概要が確認できるつくりとしてございます。

Ⅱ 提出期間及び提出場所以降につきましては、書類の提出方法等、先ほどの募集要項と同様の内容となりますので、割愛をさせていただきます。

提出書類については、次回審査会でも審査をいただく前に選定基準等と併せて、改めて説明をさせていただきます、ご確認をいただくものでございます。

簡単ではございますが、資料7の提出書類等についての説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま説明のあった資料7の提出書類について何かご質問等ございますでしょうか。ここも先ほど質問があったように、市税の滞納無証明書のところは検討をお願いいたします。

【事務局】

了解いたしました。

【会長】

それでは、ここまでが案件①となりますが、これまでのところでご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、基本的にはこの方向で進めさせていただきます、先ほどの市税の滞納無証明書のところであるとか、もし一部何か修正する必要があるところがございましたら、今後会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。事務局と相談させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(一任との声)

【会長】

ありがとうございます。また、もし修正した場合は、事務局から委員の方々に情報提供させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次に案件②の審議に入りたいと思います。それでは、選定基準(案)について、事務局からご説明のほどよろしくをお願いいたします。

【事務局】

それでは、選定基準（案）につきまして説明をさせていただきます。資料8．枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定基準（案）をご覧ください。

こちらは表裏に36項目を記載してございまして、これまでご確認をいただきました募集要項、仕様書の内容について、網掛けを一部させていただいております。表面には、1．応募法人の経営等に関する事項から2．地域子育て支援拠点等の運営に関する事項、裏面には、ファミリーサポートセンター事業に関する事項までの3つに大別してございまして、この区分内に募集要項に記載する法人に対する要求事項を記載しております。

左端の列に1～36までの通し番号をつけております。左から2番目の列については一番上に募集要項と明記させていただいておりますとおり、募集要項の中で関連する項目をお示しさせていただいております。

番号3「過去3年間の経営状態が安定しているかをご覧ください」と、この募集要項の欄には13の（1）と記載されております。こちらは、先ほどご確認いただいた資料6の募集要項5ページを見ていただきますと、一番下に募集要項13の（1）の選定方針の最後の項目に「事業を実施するために必要な経営基盤を有していること」とあります。つまり、募集要項の中でこういったことを要求してございまして、それを確認いただく内容についてこちらの資料8に書かせていただいております。

この欄は、選定基準と募集要項等を見比べていただく際の目次としてご活用いただければと考えてございます。

資料8に戻っていただき、左から3番目の確認書類等の欄でございしますが、確認いただく内容が法人から提出されます提出書類のうち、どの様式に記載がされているのかを明記させていただいております。先ほどと同じく項目3番を見ますと、様式7の財産目録及び提出書類10から12とあり、先ほど経理関係の書類と説明させていただきましたが、具体的にこの書類で確認できることが示されております。

先ほどご説明しました資料7で、法人からの提出書類の各様式におきましても、資料8の左端にあります要求事項番号をつけておりますので、審査の際に選定基準と様式等を照合するときの参考にしていただければと考えてございます。

なお、資料8の番号11と24の確認書類等の欄には、プレゼンテーションと書いてあり、書類ではなく応募法人のプレゼンテーションで確認いただく項目でございまして。

次に資料8の一番右の配点の欄をご覧ください。配点は原則、各項目2点、1点、0点を基本に採点をしていただくこととなっております。裏面の一番下の囲みのところに採点の注意事項を記載しております。

注意事項1つ目、採点にあたり、各項目について、募集要項に記載してあります要求事項を満たしている場合は、1点といたします。実施していない、もしくは基準を下回ると判断されるものについては0点となります。要求事項を満たした上で、実施可能かつ優れた提案や優れた工夫がある場合は2点となります。

注意事項2つ目、項目の3番、7番については配点を2倍といたします。3番の項目につきましては、安定した事業運営ができる事業者を選定したいという考えから、経営状況につ

いての評価を重視するものでございます。7番の項目につきましては、職員の育成や研修の実施に積極的に取り組んでいるかどうかをご確認いただくことになっておりまして、こちらは、各事業において、保育士などの有資格者の職員配置が必ずしも求められてないことから、事業の質の向上のためにも、人材育成等の取り組みを重視するものとしまして、配点を倍にさせていただいているものでございます。

また、注意事項3つ目ですが、配点が1点のみの表示をしている項目がございまして、この項目につきましては、必須事項となります。丸かバツかで評価できる項目で、運営法人には必ず実施いただく項目となります。実施が確認できれば、1点の評価となるものです。例えば、一番最初の番号1番、活動実績があるか、こういった項目などが該当してまいります。

全ての項目は募集要項に定める基準を満たす1点が基準となりますので、こちらの選定基準では、各項目の1点の列に網掛けをさせていただいており、その下の配点について、全ての項目で最高点を獲得した場合の満点は70点となります。次に、各項目が全て1点で基準を満たす場合につきましては、合計38点となります。

各委員の採点がこの点を上回っていれば、最低限ではあるものの、市の求める基準を満たしていると判断できることとなりますので、これを最終の合否を判断する際の基準点と位置づけているものでございます。

資料8の選定基準についての説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの選定基準の説明に関して、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

先ほどの市税の滞納無証明書の修正に関連して、資料8の6番の文言を募集要項の修正内容と併せて修正する必要があると思います。

もう1点、何か視点があれば教えていただけたらと思いますが、3番の過去3年間の経営状態が安定してるかという項目の配点が2倍になっているのはよく分かるんです。経営の安定性という意味で。

同じように2倍になっているのが、7番の職員の育成や研修の実施を積極的に取り組んでいるかという項目の配点が2倍でして、ここを重要視している理由は何かありますでしょうか。

【事務局】

事業の実施要綱の中で定めているのですが、保育士などの有資格者の職員配置が必ずしも求められていないことから、事業の質の向上のためにも、人材育成等の取り組みを重視しているものです。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

よろしいでしょうか。今の総計の36番までで、2点の場合は計70点、真ん中が38ということで、全く箸にも棒にも引っかけられないぐらい、点数の低い法人は、順番に削除していったって、点数の多い法人を採用するという形で、点数制度ということになっているのでしょうか。

【会長】

基本的にはその方向になると思います。この後、また詳しく事務局から説明があるかと思えます。

【事務局】

この後、採点の記入例をご確認いただき、こちらに沿って説明をさせていただきます。

【委員】

資料8の8番に損害保険への加入を予定しているかとありますが、事務局の説明の中に、補償保険への加入という内容があったかと思えます。

【事務局】

資料6の13ページの上の方ですね。

【委員】

こちらのことを言ってるのですよね。

【事務局】

仕様書16ページの15 留意事項(2)、こちらが仕様書15の2のことを言っております。8番の確認書類等は2段書きになっておりまして、仕様書4(2)⑤が、資料613ページの上から2行目の補償保険への加入のことを示しております。

損害保険の中にはこのような子どもの怪我だったり、提供会員さんの怪我であったり、車で送迎してるときの事故であったりといった事象を全て包含するような形になりますので、保険としては全部それぞれ個立てで明記させていただいておりますが、こういった必要な保険にしっかり加入しているを確認させていただく項目としておりますが、ご指摘のとおり、表記が異なり、分かりにくいので、修正して統一させていただきます。

【会長】

ここは1点項目ですから、保険に入ってるか入ってないかという確認になると思いますが、これはもう基本的には事務局で確認をしていただけるということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【会長】

分かりました。ありがとうございます。そのほか、何かお気づきの点ございますでしょうか。それでは一旦、次の説明に移らせていただきます。また関連して戻ってくる必要があるであれば、また質問を受けたいと思います。

それでは、続きの説明を事務局からよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、資料9の選定審査の手順について（案）をご覧ください。

選定審査の手順といたしましては、大きく4つの段階に分かれておりまして、1つ目が提案書の審査、2つ目がプレゼンテーション審査、3つ目が運営法人の選定、最後に報告書の作成と、このように分かれておりまして、最後に審査結果や付帯意見を報告書にまとめていただく形となります。

それでは、順に説明をさせていただきますので、1つ目の提案書審査の欄をご覧ください。まずは、応募のあった法人の提出書類について、事務局から内容の説明をさせていただきます。次に、各法人の提出書類を選定基準に基づいて採点し、選定審査表(仮審査用)に記入をしていただきまして、仮審査を行います。

採点途中で、不明な点や疑問等がございましたら、その都度質問をしていただき、専門分野の委員や事務局から意見や見解などを述べさせていただきます。

次に、各委員の採点が終わりましたら、各委員の採点を事務局が仮集計しまして、委員名を伏せた状態で皆様と共有させていただきます。例といたしまして、次のページにA3の資料で仮集計表の例がございますのでご覧ください。表の右上にA B C D Eとありまして、こちらが5名の委員さんを表しており、甲乙の2つの法人から応募があったと仮定して、各委員が採点した点数を集約したもので、表の一番右に集計結果の合計欄を、各法人の総合計については、この一番右下にお示しさせていただいております。

採点内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、今は皆様に配付させていただく仮集計表のイメージとしてご覧いただければと思います。皆様には、このような仮集計表を基に、疑問点やお気づきなどの点について意見交換を行っていただきまして、この中で適宜ご自身の採点を修正いただくことは可能となっております。また、この仮集計表の段階では、プレゼンテーションで採点していただく11番、24番を残して一旦採点をしていただくこととなります。

それでは、再び資料9の選定審査の手順について（案）にお戻りください。次にプレゼンテーション審査でございます。

1つ目、法人がプレゼンテーション後、質疑応答となり、委員の皆様には法人退出後にプレゼンテーションの項目、11番と24番について選定審査表(仮審査用)に採点をしていただきます。2つ目、プレゼンテーションやその質疑において、書類審査時に不明瞭であった部分などを確認いただきまして、その評価が変わった場合につきましては、この11番、24番以外の項目につきましても、このときに修正をいただければと考えております。その後、

再度書類審査と同様に、事務局で仮集計をして、皆様に配付をさせていただきますので、その結果を基に、各委員の皆様に意見交換をしていただく形を考えております。

その後、運営法人の選定の段階に移ります。この段階では、法人の選定にあたり、選定審査表(本審査用)に最終的な採点をしていただきまして、事務局で修正を行うこととなります。仮審査と同じように、本審査結果を集計表にまとめたものを事務局で作成いたしまして、皆様に配付させていただきます。

その結果を基に法人を決定することとなりますが、その方法として、選定審査集計表に基づき、以下の3点を全て満たしていることを条件に法人を決定してまいります。

①総合計が出席委員数×基準点を満たしている。先ほど、1人1点つければ38点となることを説明させていただきましたが、委員5人では190点となります。

②各委員の採点合計を集計した結果、総合計が最も高い法人である。

③各委員の採点合計を比較いたしまして、最も多くの委員が最も高い点をつけた法人、となります。

ただし、各委員の採点合計において、最も高い点数をつけた法人が2人以上ある場合の取り扱いにつきましては、各委員の点数の総合計が最も高い法人を選んだものといたします。

少し小さいのですが、下に表がございまして、左側のケース1、こちらの表をご覧くださいませでしょうか。委員をそれぞれABCDEとしまして、法人を甲乙とするのは先ほどの仮集計表の例と同じですが、この中でE委員は、甲乙両法人ともに72点で、同点となりますが、この場合につきましては、甲法人の全員の合計が348点、乙法人が339点となっております。法人全体での点数を比較しますと、甲法人のほうが得点が高いので、Eの委員は総合計の高い甲法人を選んだという取り扱いとさせていただきます。

また、委員の欠席や応募法人の数によりましては、最も高い点数をつけた委員数が2法人で同じになった場合も、各委員の点数の総合計が最も高い法人を選ぶこととさせていただきます。

次に、表の右側ケース2の表をご覧くださいませと、ここでは甲法人に最も高い点をつけた委員がAとBの2人いらっしゃいまして、乙法人に最も高い点数をつけた委員がC、Dの2人おられます。この場合につきましては、合計点数を比較して、342点と甲法人の一番得点が高いので、この甲法人が選ばれるということにさせていただきます。

なぜこのような複雑な手順を行うのか、先ほどの仮集計表の例に沿って説明をさせていただきたいと思っております。一番右下の欄に、A、B、C、D、Eの各委員の採点合計が記載しておりまして、こちらの例をもとに説明をさせていただきます。

こちらの例では、甲乙の2法人から応募がありまして、A、B、C、D、Eの委員5人で採点しております。その結果、一番右下の欄に乙法人の総合計が257点が、最も高い点数となっております。

次に、その左横の各委員の合計点を見ていただきたいのですが、E委員以外の4人は甲法人を選んでおりまして、甲法人の点数に丸を記載させていただいております。こちらの例はかなり極端な例となっておりますが、E委員が甲法人に6点、乙法人に70点というような極端な採点を行った場合、各委員の採点を総合計しますと、順位が1人の採点に左右される

可能性があることを表しております。

実際には、このような例が起こることはないとは考えていますが、評価の目線に極端にばらつきがあるといったこともあり得ますので、このような形で法人を決定することを避けるため、委員の皆様の採点の目線を合わせていただきたいと思いますと考えております。

お手数ですが、1枚戻っていただきまして、資料9の選定審査の手順について（案）にお戻りください。

そのため、仮審査後の意見交換の段階などで、このような極端な採点が起こらないように、皆様で意見交換を行っていただきまして、採点基準などの認識を共有していただければと考えております。実際には、本審査の段階では、ほとんどの場合、3つの条件を満たすことになるかと考えております。あくまで万一の場合に備え、このような方法を提案させていただいております。

そして、一番下の最後、報告書の作成でございますが、決定した内容につきまして、審査結果や付帯意見を報告書として取りまとめ、市長に答申として提出をしていただくこととなります。

以上で、資料9の選定審査の手順について（案）の説明を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの選定審査の手順についてのご説明に対して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

先ほどの質問からすれば、例えば1法人しか応募してこなくて、合計が190点に届かなかったら、今回は選定する事業者なしということになるということでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

2事業者から応募があった場合でも、2事業者とも満たさなかったら選定しないということですね。選定には5人で190点満たしてたらいいということなので、1人は35点をつけていて、もう1人が高い点数をつけていて、全体では190点を超えてたらいいということですね。

【事務局】

確認いただく項目も含めて、1点入ると38点っていうのは原則満たしてくることはありますので、38点は前提ではないかと考えてはいるのですが。今おっしゃっていただいたように、35点の委員がおられたときにどうかというところ悩ましいところです。

【事務局】

一応、必須のところは6項目あり、ここの6項目について、2点部分と0点部分がバーになっていますので、あとの1点部分だけのところですよね。

【委員】

2倍のところがあるから、38点になる。

【事務局】

そうなのですが、絶対に入ってくる項目については6点だけになりますので、できれば全てが平均点を満たしていただければという運営への思いはございますが、やはり最終的な判断は、全体で190点というところで判断させてもらうことになると考えております。

【会長】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

1点だけ確認ですが、基本、各項目1点をつけると38点つくということで、今、11番と24番に関しては、プレゼンテーションを受けてから採点することになってますよね。だから、プレゼンテーションを受ける前の時点でも、実は38点を超えてるということはあるのではないのでしょうか。

要は、11番と24番の項目は熱意面での項目なので、プレゼンテーションを受けて、そんなに熱意を感じないと、0点がつく可能性がある。そうすると、そこでもし、ここが1点、そんな事業者さんにはあまり来ていただきたくないのですが、ただ、当日までふたを開けてみないと分からないってこともあります。しかも特に印象に関わる項目だったりするのですが、今の説明は、11番と24番の項目も含めて38点ということでしょうか。

【事務局】

プレゼンも含めて38点です。

【委員】

プレゼンも含めて38点。分かりました。特に変えて欲しいとかそういうことじゃないです。そんな事業者さんには来ていただきたくないですけど。

【事務局】

感じ方に左右されますよね。

【委員】

感じ方に左右される項目だと、もしかするとそういう可能性も出てくるってことですね。

【委員】

2人の委員が37点とかつける可能性があるが、ほかの委員が38点以上の点数をつけていて、全体で190点を満たした場合は事業者として選定するということですね。

【事務局】

そうです。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

複数事業者の応募があって、選べたらいいなと思いますが、これまでこの審査会に2回参加させてもらって、1回目は2事業者、2回目は1事業者という応募数でした。今回の対象は大阪府内の事業者になっていますが、今回もこれまでのように選ぶサンプルが少なく、ひょっとして38点以下になったら嫌やなぐらいに思っています。

でも、現行の事業者の方は、おそらく応募されるのかなと、じゃあ大丈夫かなぐらいの感じだと思っています。

【会長】

もう1点確認ですけど、この選定審査自体は、あと第2回と第3回と会議がありますよね。

そのうち、第2回がこの提案書類の審査ですので、この体制で書類を確認して、ここで審査項目について点数をつけていくわけです。第3回でプレゼンテーションをして、その場で合計点を事務局に計算してきていただいて、選定もして、報告書の作成という形になるかと思いますが、付帯意見はそこで言うことになるのでしょうか。

【事務局】

そうです。

【会長】

おそらくそのようなことはないと思いますが、4事業者から応募があった場合は、もしかしたらプレゼンテーションの予定が変わるかもしれないですね。

【事務局】

そこら辺の時期等も有利不利が出ないように、調整をしたいと思います。

【会長】

3事業者ぐらいまでだったら、2日で大体審査ができそうですね。そのほか、ご質問等いかがでしょうか。

(質問無し。)

それでは案件②につきましても、概ね事務局案で了承されたかと思しますので、先ほどの市税の滞納無証明書については、また私と事務局で相談させていただいて、その結果をまた委員の皆様にご報告させていただくという形で、一任させていただいてよろしいでしょうか。

(一任との声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、案件①と②についてはここまでになりますけれども、そのほか、事務局から選定に関わることで何かございますでしょうか。

【事務局】

1点提案がございまして、本日松下次長より、冒頭でも説明させていただいたのですが、審査会の審議内容が外部に漏れますと、公正な審査の妨げとなります。委員の皆様には守秘義務が課せられておまして、次回、第2回の審査会で選定を行っていただく際に、可能性はかなり低いとは思いますが、もし委員の皆様の中で応募法人の代表者、理事の血縁の方、またはその法人が審査対象事業を運営しておられる、そういった関係者がおられる場合につきましては、利害関係者としてお申し出をいただきまして、審査をご辞退いただくのが適当ではないかと考えている次第です。

この点につきましては、今の段階ですと公募前になりますので、公募に先駆けて確認をいただいております。この点につきましては、今の段階ですと公募前になりますので、公募に先駆けて確認をいただいております。今回提案をさせていただいたものでございます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から提案がありましたが、公正な審査を行う観点から、事務局から説明のあった事態が生じた場合の対応を公募前にはっきりさせておくということですが、皆様、事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(「了承」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのようなことが生じるかどうかは現時点では分かりませんが、まずは応募法人の関係の方につきましては採点をご辞退いただくということで、お願いいたします。

以上で選定方法については概ね事務局案で了承されたかと思っております。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、事務局から法人決定までの今後のスケジュール案についてのご報告をよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、法人決定までのスケジュールについてご説明をさせていただきます。

資料10のインデックスがついております資料をご覧ください。こちらはA3の資料となっております。カレンダーのようなつくりとなっております。

今後、募集要項等の最終調整を行いまして、9月26日から応募書類の配布を開始し、10月11日にサプリ村野で現地説明会を行い、10月23日で参加表明書の受付を締め切ります。参加表明書の提出があった法人については、事務局で参加資格審査を行いまして、10月27日に同資格審査の結果を通知させていただくといった流れとさせていただきます。

11月1日から法人からの提案審査書類の受付を開始いたしまして、11月30日に申請を締め切ります。その後、速やかに第2回及び第3回選定審査会を開催し、審査を進めてまいりたいと考えている次第です。

応募事業者数にはよりますが、想定としまして、3事業者程度の応募を想定した場合、今のスケジュールで言いますと、12月13日あたり、12月20日あたりをお示しさせていただいており、日程が合わない場合につきましては、恐縮ですが、この前後あたりで土日も含めて調整をさせていただければと考えております。日程調整につきましては、後日、日程調整表を送付させていただいて、その回答をもとに会議日を調整させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。それでは第2回、第3回の日程については、また事務局から日程調整していただくということですので、よろしく願いいたします。

イメージとしては12月中旬から下旬にかけて、2回目、3回目が行われるということで、認識していただければと思います。おそらく、10月23日の時点で何法人来るかが分かるということでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

それでは続きまして、選定基準の項目に、法人の経営状態に関わる項目があります。先ほど得点が2倍になるという項目がありましたけれども、なかなか我々が判断できない部分があるように思いますので、法人の経理の分野につきましては専門家の駕田委員に事前に集中的に見ていただきまして、次回の審査選定審査のときにご説明いただくということができればと考えておりますけれども、駕田委員、事務局、よろしいでしょうか。

【委員】

問題ないです。

【会長】

ありがとうございます。それでは、駕田委員に事前審査を了承していただきましたので、

事務局は駕田委員と日程調整を行いまして、事前に経営状態に関わる項目について審査をしていただきますよう、お願いいたします。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、第2回選定審査会につきましては、駕田委員に法人経理について事前審査をしていただいた後、事務局で調整いたします日程で開催をさせていただきたいと思えます。

そこでは、初めに選定審査の手順を改めてご確認いただいた上で、書類審査を行っていただきます。応募法人数によりましては、プレゼンや法人の選定まで3回の開催予定ですが、4回目という可能性もございますので、そこら辺も含めまして、現地説明会等で最大何法人から応募があるのか分かりますので、その点を含めまして審査会の開催について調整をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。今後のスケジュールについては、今、事務局から説明があったとおりとなりますので、次回から書類審査をしたり、プレゼンテーション審査をしたりということで、審査が大変になってくるかと思えますけれども、皆さんの協力を得ながら、次回から審査を行っていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件はこれで終了ということでよろしいですね。以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。どうも長時間、ありがとうございました。